

千葉県告示第29号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

平成31年1月18日

千葉市長 熊谷俊人

医療機関名称	所在地	開設者	変更年月日
(訪問看護)			
新千葉訪問看護ステーション	千葉市中央区新千葉2-1-6 第一石橋ビル203号	特定非営利活動法人ヘルスマネジメントあおぞら	平成30年3月1日
(変更後)	千葉市中央区弁天1-21-3 石橋弁天ビル2階E室		